日本製鉄株式会社

単元未満株式の買取・買増請求に係る手数料について

株式取扱規程第25条において、「別途定めること」としております単元未満株式の 買取・買増請求に係る手数料につきましては、2013年4月1日受付以降、以下の算 式により1単元あたりの金額を算定し、これを買取り又は買増しをした単元未満株式数 で按分した金額と致します。

(算式) 買取請求又は買増請求が株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の株式会社 東京証券取引所の開設する市場における最終価格又は成立価格に1単元の株 式数を乗じた金額のうち

100万円以下の金額につき 1.150%

100 万円を超え 500 万円以下の金額につき 0.900%

500 万円を超え 1,000 万円以下の金額につき 0.700%

1,000 万円を超え 3,000 万円以下の金額につき 0.575%

3,000 万円を超え 5,000 万円以下の金額につき 0.375%

5,000 万円を超える金額につき 0 %

(円未満の端数を生じた場合には切り捨てる。)

ただし、1単元当たりの算定金額が 2,500 円に満たない場合には、2,500 円とする。

(注) <u>証券会社において、別途取次手数料等がかかる場合もございますので、お取</u> 引の証券会社にお問合せください。

(改訂履歴)

2021年12月17日 株式取扱規程変更に伴い引用条数を修正

2022年 9月 1日 株式取扱規程変更に伴い引用条数を修正

(ご参考)

【手数料の計算例】

① 上記表における手数料率の適用

- 1単元当たり金額= ○×100株(1単元の株式数)=300,000円
- ⇒ ②が100万円以下であるので、上記表の1.150%が適用されます。

② 消費税抜き手数料

- □ 1単元当たりの手数料= ② × 1. 150%=3, 450円
 - ●を買取請求株式数(50株)で按分しますと、
- ⇒ **(**) 消費税抜き手数料 = **(**) × 5 0 / 1 0 0 株 = 1 . 7 2 5 円

③ 消費税込み手数料

- (日)には消費税(10%)がかかりますので、
- ⇒ **F**消費税込み手数料= **E**×110%=1,897円

以 上